

令和7年第4回北海道議会定例会に提案する条例案（20件）

〈一部改正条例〉

1 北海道税条例の一部を改正する条例案

総務部財政局税務課（22-459）

○改正内容

道民税の法人税割に係る税率の特例措置の適用期間を延長する。

| 現行 | 改正後 |
|-------------|--------------|
| 令和8年7月31日まで | 令和13年7月31日まで |

※特例税率：1.8/100（標準税率：1/100）

※特例税率は、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人又は法人税額が年1,000万円超の法人に適用

（施行期日 公布の日）

2 北海道選挙管理委員会手数料条例の一部を改正する条例案

総合政策部地域行政局市町村課（23-517）

○改正内容

政党助成法の改正等に鑑み、都道府県提出文書の写しの交付の事務に係る手数料について定めるとともに、少額領収書等の写しに係る写しの交付手数料等の額を改定する。

①手数料の新設

| 手数料の名称 | 金額 |
|-------------------|--|
| 都道府県提出文書の写しの交付手数料 | ア 用紙1枚につき10円 イ 光ディスク1枚につき60円+写し1枚ごとに10円 |

※都道府県提出文書：政党の支部が道選挙管理委員会に提出する支部報告書、支部総括文書及び監査意見書

②手数料の額の改定

①の手数料と同様に、既存の各事務についても光ディスクによる交付に係る金額を定める。

（光ディスク1枚につき60円+写し1枚ごとに10円）

（施行期日 令和8年1月1日）

3 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例案

環境生活部くらし安全局道民生活課 (24-152)

○改正内容

地方税法に基づき、新たに個人の道民税の寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を定める。

| 新たに寄附金税額控除の対象となる法人 | | |
|--------------------|------------|-----------------------------|
| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 寄附金税額控除の対象期間 |
| 特定非営利活動法人北海道災害救助犬 | 登別市 | 令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで |

※条例で指定する法人に寄附した場合、寄附金のうち2,000円を超える部分の4%が個人道民税から控除

(施行期日 公布の日)

4 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課・子ども家庭支援課 (25-775)

○改正内容

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、児童福祉施設及び一時保護施設の職員の要件について、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者の追加等を行うこととし、併せて規定の整備を行う。

- ・ 児童福祉施設及び一時保護施設の職員の資格要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加
- ・ 児童自立支援施設の児童自立支援専門員等の資格要件に精神保健福祉士の資格を有する者を追加

(施行期日 令和8年3月1日)

5 北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

建設部建設政策局維持管理防災課 (29-270)

○改正内容

道路法施行令の改正に鑑み、自動車に燃料としての水素を供給するための施設に係る道路占用料の額について定める。

| 占用物件 | 単位 | 占用料の額 |
|--|------------------|-------------------------|
| 自動車に燃料としての水素を供給するための施設 (いわゆる「水素ステーション」) | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額 |

(施行期日 公布の日)

6 北海道公営企業条例の一部を改正する条例案

企業局総務課 (32-712)

○改正内容

ポンテシオ発電所（士別市）の最大出力（※）を変更する。

| 現行 | 改正後 |
|-------------|-------------|
| 11,000キロワット | 11,500キロワット |

※ 発電機を最大限稼働させたときに発電することができる出力

(施行期日 令和8年2月1日)

市町村への事務・権限移譲に係る改正関係・・・3件

市町村への権限移譲の推進を図るよう、法令に基づく事務の一部を市町村が処理することとする。

| No. | 条例案名 | 移譲する事務の概要 | 移譲市町村 | 施行期日 |
|-----|--|------------------------------------|-------------|----------|
| 7 | 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（環境生活部総務課（24-103）） | 浄化槽法に基づく事務 | 北広島市ほか13市町村 | 令和8年4月1日 |
| 8 | 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課（25-711）） | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事務 | 函館市ほか143市町村 | 令和8年4月1日 |
| 9 | 北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案（農政部農政課（27-102）） | 農地法に基づく事務 | 小樽市ほか125市町村 | 令和8年4月1日 |

職員の給与・旅費・手当に関する条例関係・・・7件

| No. | 条例案名 | 改正内容 | 施行期日 | | | | | | |
|------|--|---|------|-------------------|------|-------------------|----|--------------------|----------------|
| 10 | 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案 (総務部人事局人事課(22-155)) | <p>北海道人事委員会の議会及び知事に対する令和7年10月3日付け勧告に鑑み、給料月額並びに初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行う。</p> <p>【給料月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初任給を大幅に引上げ (行政職の場合) <p>大卒：23万2,000円 (+ 1万2,000円) 高卒：20万300円 (+ 1万2,300円)</p> <p>【初任給調整手当】※No. 10のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給限度額の引上げ <p>医師、歯科医師：月額41万6,600円 → 41万7,600円 獣医師：5万6,900円 → 7万円</p> <p>【通勤手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車等使用者に対する通勤手当 月額66,400円を上限に距離区分に応じて人事委員会規則で定める額 (65km以上～100km以上の区分 (5km刻み) を新設) 駐車場等の利用に対する手当の新設 (月額5,000円上限) <p>【宿日直手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 支給限度額の引上げ <table border="1"> <tr> <td>通常業務</td><td>1回 4,400円→ 4,700円</td></tr> <tr> <td>特殊業務</td><td>1回 7,400円→ 7,700円</td></tr> <tr> <td>医師</td><td>1回 21,000円→22,500円</td></tr> </table> <p>【期末・勤勉手当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間支給月数の引上げ 4.60月 → 4.65月 (+0.05月) | 通常業務 | 1回 4,400円→ 4,700円 | 特殊業務 | 1回 7,400円→ 7,700円 | 医師 | 1回 21,000円→22,500円 | 一部を除き、 公布の日 |
| 通常業務 | 1回 4,400円→ 4,700円 | | | | | | | | |
| 特殊業務 | 1回 7,400円→ 7,700円 | | | | | | | | |
| 医師 | 1回 21,000円→22,500円 | | | | | | | | |
| 11 | 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (教育庁教職員局教職員事務課(35-915)) | | | | | | | | |
| 12 | 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (教育庁教職員局教職員事務課(35-915)) | | | | | | | | |
| 13 | 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 (警察本部警務部警務課(251-0110(内線2663))) | | | | | | | | |

| No. | 条例案名 | 改正内容 | 施行期日 | | | | |
|---------------------------|--|---|-------------|---|---------------------------|--|----------|
| 14 | 北海道職員等の旅費に関する条例及び北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案 (総務部人事局人事課(22-155)) | <p>国家公務員等の旅費に関する法律の改正に鑑み、一般職の職員及び知事等の旅費の額について改定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な改正内容 <table border="1"> <tr> <td>宿泊料 →宿泊費</td><td>「定額支給」から「上限付き実費支給」に変更（上限額は、地域の実情等を勘案して規則で定める）</td></tr> <tr> <td>旅行雑費、 宿泊雑費、日当 →宿泊手当</td><td>「旅行雑費」、「宿泊雑費」及び「日当」を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として「宿泊手当」を新設</td></tr> </table> | 宿泊料 →宿泊費 | 「定額支給」から「上限付き実費支給」に変更（上限額は、地域の実情等を勘案して規則で定める） | 旅行雑費、 宿泊雑費、日当 →宿泊手当 | 「旅行雑費」、「宿泊雑費」及び「日当」を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として「宿泊手当」を新設 | 令和8年4月1日 |
| 宿泊料 →宿泊費 | 「定額支給」から「上限付き実費支給」に変更（上限額は、地域の実情等を勘案して規則で定める） | | | | | | |
| 旅行雑費、 宿泊雑費、日当 →宿泊手当 | 「旅行雑費」、「宿泊雑費」及び「日当」を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として「宿泊手当」を新設 | | | | | | |
| 15 | 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 (教育庁教職員局教職員課(35-204)) | <p>義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の変更に鑑み、多学年学級担当手当を廃止するとともに、教員特殊業務手当の額の改定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員特殊業務手当の引上げ 7,500円 → 8,000円 | 令和8年1月1日 | | | | |
| 16 | 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例案 (教育庁教職員局教職員課(35-204)) | <p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正に鑑み、教職調整額について、その額の引上げ及び指導改善研修被認定者の支給対象者からの除外を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職調整額の引上げ 100分の4 → 100分の10 ※令和8年1月から毎年1%ずつ引き上げ、令和13年1月に10% | | | | | |

法令の改正に伴う規定の整備関係…4件

| No. | 条例案名 | 改正された法令 | 施行期日 |
|-----|--|------------------------------------|------|
| 17 | 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案 (総合政策部地域行政局市町村課(23-510)) | 住民基本台帳法 | 公布の日 |
| 18 | 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例案 (保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課・子ども家庭支援課(25-756)) | 児童福祉法 | 公布の日 |
| 19 | 北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案 (保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課(25-756)) | 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等 | 公布の日 |
| 20 | 北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例案 (建設部総務課(29-105)) | 建築基準法施行令 | 公布の日 |